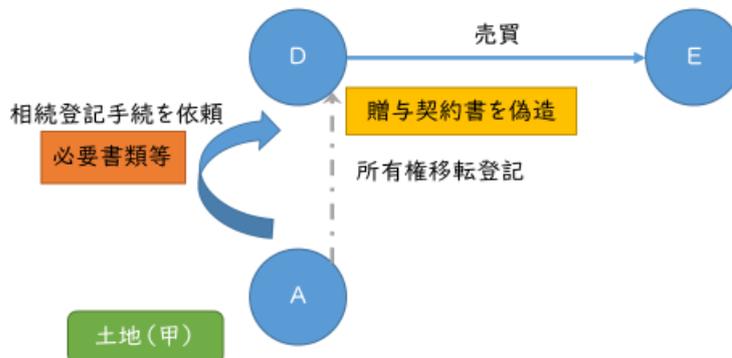


事実関係図



民事訴訟における当事者の主張

1. 当事者はなにを主張するのか

本問では、A が E に対して土地(甲)の明渡しを請求しており、その根拠は、所有権に基づく物権的返還請求権である。以下では、この請求が訴訟でされた場合における A と E の主張について概観しておこう。便宜上、以下では、A (原告)を「X」、B (被告)を「Y」と表記する(判例集では、当事者等について仮名を使用する場合、原告は X、被告は Y、当事者以外の者は A、B、C…とされている)。

民事訴訟において、裁判所は、事実を認定し法律を適用することで、審判の対象となる権利関係(訴訟物)の存否を判断し、紛争を解決している。そして、民事訴訟では、弁論主義(判決の基礎をなす事実の確定に必要な資料の提出[事実の主張、証拠の申出])を当事者の権能および責任とする建前)が採用されているから、当事者が主張すべきであるのは、訴訟物たる権利関係の存否を基礎づける具体的事実である。

以上をふまえて、本問の事例における X と Y の主張について考えてみよう。

2. X の主張

X がまず主張すべきであるのは、土地明渡し請求の根拠となる請求権、つまり所有権に基づく物権的返還請求権の発生を基礎づける事実(請求原因事実)である。そして、物権的返還請求権の要件は、①X が、現在、当該物(甲)を所有していることと、②Y が、現在、これを占有していることである。そうすると、X は、これらの要件に該当する事実を主張することになりそうだが、①所有については、厄介な問題がある。

所有権は、事実ではなく権利であるから(これに対し、②占有は事実である)、所有権を有していることを主張する当事者は、本来、所有権の取得原因事実を主張しなければならないはずである。

もっとも、当事者にこれを求めるのは現実的でない。それがどういうことなのか、本問の事例に即して考えてみよう。Xの所有権取得原因は相続であるが、被相続人Bの死亡によって相続人Xが甲の所有権を取得するためには、Bが死亡した当時、Bが甲の所有権を有していたのでなければならない。そうすると、Xとしては、さらに、Bの所有権取得原因事実を主張しなければならない。そして、たとえばBの所有権取得原因がFとの売買だったとすると、これによってBが甲の所有権を取得するためには、FB間で甲の売買契約が締結されたことに加えて、その当時、Fが甲の所有権を有していたことが必要である。そうすると、Xとしては、さらに、Fの所有権取得原因事実を主張しなければならない。そして…、といった具合に、所有権を原始取得した時点まで遡って、そこからの承継取得の原因事実をすべて主張しなければ、所有権を基礎づけることができなくなるのである。

そこで、所有権については、「権利自白」が認められている。自白とは、自己に不利益な事実を認める陳述であり、その対象は事実に限られるが(民訴179条参照)、所有権に関しては、一定の時点における所有権の帰属に関する当事者の陳述が一致すれば、裁判所はこれを前提として審判を行うのである。

本問の事例では、2024年1月15日の時点でXが甲の所有権を有していたことについて、当事者間に争いがなく、権利自白が成立する。そして、いったん発生した権利は消滅原因が認められない限り存続するものと扱われるから、これによってXは、現在(口頭弁論終結時に)甲を所有しているといえたことになる。

3.Yの主張

請求原因事実が存在すると認められた場合には、請求権の発生が一応基礎づけられたといえる。そして、請求権は、過去に発生したことが認められれば、その後に消滅したことが認められない限り、現在まで存続するものと扱われる。したがって、被告が何も反論しなければ、原告の請求が認められることになる。これに対して、被告は、抗弁を提出することで、その請求権が存在しないことを明らかにすることができる。抗弁とは、請求原因事実と両立しつつその法律効果を覆滅する別の事実の主張であり、具体的には、いったん発生した請求権を消滅させるもの(弁済、相殺、消滅時効など)、請求権の発生を障害するもの(虚偽表示無効、詐欺取消しなど)、請求権の行使を阻止するもの(履行期限など)がある。

本問の事例では、Yが94条2項(と110条)の類推適用によって保護されれば、Yが甲の所有権を取得し、Xはこれを喪失するから、Yは、その要件に該当する事実を抗弁として主張することになる。これが認められれば、Xの請求は棄却される。

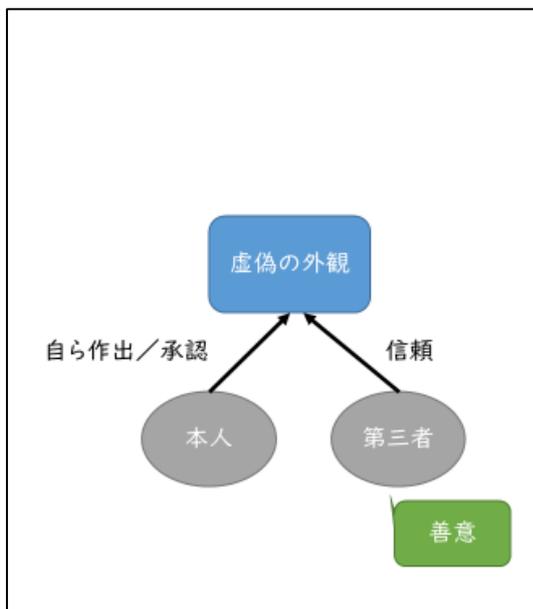
ステップアップについて

ステップアップについては、最高裁昭和43年10月17日判決(民集22巻10号2188頁)を参考にしよう。同判決は、「民法94条2項、同法110条の法意に照らし」、「不動産について売

買の予約がされていないにもかかわらず、相通じて、その予約を仮装して所有権移転請求権保全の仮登記をした場合、外観上の仮登記権利者がこのような仮登記があるのを奇貨として、ほしのままに売買を原因とする所有権移転の本登記をしたとしても、この外観上の仮登記義務者は、その本登記の無効をもって善意無過失の第三者に対抗できない」とした。同判決の事案（意思外形非対応型）は、今月号の設問で取り上げた平成 18 年判決（外形与因型）とは異なるものであり、110 条が援用されている理由も異なるものと考えられる。

意思外形非対応型では、外形作出型（外形自己作出型、外形他人作出型）とは異なり、本人が作出・承認した虚偽の外観と、第三者が信頼した虚偽の外観との間にズレがあることに注意しよう。以下の図を参照してほしい。

【外形作出型】



【意思外形非対応型】

